

管理方法類型

- ① 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法その他の情報隔壁を設ける方法（対象グループ会社と他のドイツ銀行グループ会社との間で情報隔壁を設ける方法を含む。）
- ② 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
- ③ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
- ④ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法
- ⑤ 情報を共有する者又は共有する可能性がある者を監視する等による管理の方法
- ⑥ その他の方法

（注）取引類型中の典型取引例は以下に限られない。又、各個別具体的事案に応じて、上記の管理方法類型を複数組み合わせ対応したり、管理方法類型とは異なる対応をする場合もある。なお、コンプライアンス部が対象取引に関する利益相反管理の方法を指定し、その実施を指示する。

（注）表中の「DB」は、ドイツ銀行、並びに、日本におけるドイツ銀行東京支店、ドイツ証券株式会社、及びドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を含むドイツ銀行の親金融機関等又は子金融機関等を指す。

	対象取引の類型 ／ 典型取引例 管理方法	顧客と DB	顧客と顧客	DB と DB の役職員
		DB が、同一案件において、顧客に対して相対立し又は競合する複数の立場で関与する取引。	それぞれ対立関係又は競合関係にある複数の顧客に対し、DB が同時期にアドバイザーとなり、又は、ファイナンスを提供等する取引。	DB と DB の役職員との間で利害が対立し又は競合する取引。
1	当該取引関係者の情報隔壁の構築と維持を徹底すべき場合	(1) DB が上場会社のオーナー一族である顧客に各種余資運用の提案を行う一方で、DB が当該上場会社のファイナンスを引受ける場合。 (2) DB が M&A 案件の買収側である顧客のアドバイザーとなる一方で、DB が被買収側の顧客の資産の購入等を行う場合。 (3) DB が M&A 案件において買手候補に対してアドバイザーとなる一方で、DB が競合する別の買手候補に対して融資を行い、又は売手側(対象会社およびその親会社・スポンサーを含む。以下同じ。)に対して既に融資残高がある場合。	(1) DB が顧客に有価証券発行に関するアドバイザーとなり、又は当該有価証券の引受けを行う一方で、DB が他の顧客に当該有価証券の取引を推奨し、他の顧客から当該有価証券に係る注文を受注する場合。 (2) DB が顧客に対して資本市場での資金調達に係る引受けや助言等、M&A に係るアドバイザー業務の提供、又は融資を行いながら、DB が当該顧客に関するアナリスト・レポートを他の顧客に対して提供する場合。 (3) DB が同一の M&A 案件、資産売却案件等の入札において、DB が入札参加者である複数の顧客に対してアドバイザーとなり、又はファイナンスを提供する場合。	
2	当該取引の条件又は	(1) DB の役職員が、特定の案件について、顧客と対立関係又は	(1) 同一の M&A 案件等において、DB が、同時期に、買収側と	

	方法を変更すべき場合	競合関係にある者から贈答や遊興を受ける場合。 (2) DB が設定する投資信託に、DB が発行若しくは組成する特定の有価証券(仕組債)を一銘柄組入れる場合。	被買収側双方の顧客のアドバイザーとなる場合。	
3	当該取引を中止すべき場合	(1) 対象グループ会社が顧客から入手した法人関係情報にもとづいて有価証券の自己勘定取引を行う場合。 (2) DB が発行若しくは組成する有価証券又は自己勘定において保有する有価証券を、DB が顧客に推奨し販売する場合。また、その一方で、DB が当該顧客に対してバック・ファイナンスを行う場合。 (3) DB が顧客の役員その他顧客の経営方針の決定に重要な影響を与えることのできる地位を有する者を役職員として擁している場合において、DB が当該顧客による有価証券の発行等ファイナンスに係る取引に関与する場合。	(1) DB が、ある顧客に対して、他の顧客の有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘する場合。 (2) DB が運用を受託している投資一任契約に係る運用財産又は/及び投資信託に係る運用財産の間で取引を行う場合(運用財産間取引)。 (3) DB が、同一の不動産に関して、複数の顧客に対して、投資顧問契約又は不動産投資助言契約に基づき、同時期に、購入又は売却等に関する投資助言を行う場合。	(1) DB の役職員が業務上関与している有価証券を取引する場合。
4	当該取引を開示すべき場合	(1) DB が、DB に債務を負担する者の発行する有価証券の引受人となる場合に、当該有価証券を他の顧客に販売する場合。 (2) DB が当該顧客の発行する株式、債権等を自己勘定で保有・取得する一方で、DB が顧客の財務リスクチャリング又は当該顧客の法的倒産手続においてアドバイザーとなる場合。 (3) 同一の M&A 案件、資産売却案件等の入札において、DB が入札等を検討している顧客のアドバイザーとなる一方で、DB が当該入札案件に参加する場合。 (4) DB が顧客に対して資金調達や M&A に係るアドバイザー、引受け等を行う一方で、DB が当該顧客に対する投融資、当該顧客からの資産の購入又は資産の売却その他の取引を行う場合。 (5) DB が投資一任契約を締結し受託する運用財産に DB が発行若しくは組成する有価証券を組入れる場合。	(1) 同一の M&A 案件等において、DB が一方当事者の顧客のアドバイザーとなりながら、DB が相手方当事者の顧客に対して、アドバイザーとなり、又はファイナンスを提供する場合(融資、株式の引受けを含む)。 (2) DB が過去にアドバイザーやファイナンスを提供した(アドバイザーとなった後に辞任した場合も含む)顧客が被買収側となっている同一の敵対的 M&A 案件において、DB が買収側のアドバイザーとなる場合。 (3) DB が融資、資産の売却又は資産流動化取引等顧客の企業価値に影響を及ぼす取引に関与する一方で、DB が、被買収側となる当該顧客に係る M&A 案件において、買収側の顧客のアドバイザーとなる場合。	
5	監視する等の方法によるべき場合	(1) 顧客の有価証券に係る注文を知らながら、DB が当該有価証券について自己勘定取引を行う場合。 (2) DB が運用を受託している運用財産に係る有価証券の取引の発注先が DB である場合。	(1) DB が複数の顧客又はファンドと投資一任契約を締結しているときに、DB が当該顧客又はファンド間での資産配分(IPO や一括発注において一部出来となった場合の資産配分)を行う権限を有する場合。	(1) DB の役職員が DB の顧客である法人の役職員等を兼職する場合。
6	その他の管理をすべき場合	(1) DB が引受人となる予定の株式に関して、DB が当該株式の発行決議の直前直後に当該株式の発行会社に係るアナリスト・レポートで、目標株価やレーティングの格下げ等を行う場合。 (2) DB が破綻可能性のある発行会社の引受けを行ったり、当該発行会社の貸借対照表に著しい影響を与える規模の金額の	(1) DB が上場会社との間で当該上場会社株式を対象とするデリバティブ取引を行う場合(適時開示規則の要請)。	(1) DB の役職員がグループ内で兼職をする場合。 (2) DB の役職員がアウト・サイド・ビジネスを行う場合。

		引受けを行う場合。 (3) DB が自己勘定で大きいポジションを保有している株式・債券 を顧客に売却する場合。		
--	--	---	--	--

以上